

報告事項 ソ

特別休暇（ふるさと応援休暇、更年期障がい休暇）の新設について

特別休暇（ふるさと応援休暇、更年期障がい休暇）の新設について、別紙のとおり概要を報告します。

令和5年10月18日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

# 特別休暇（ふるさと応援休暇、更年期障がい休暇）の新設について

教育人材開発課  
令和5年10月18日

## 1 概要

令和5年9月定例県議会において、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」が可決され、新たに「活力ある地域社会の実現に資する活動への従事」が特別休暇（通称：ふるさと応援休暇）の対象とされましたので、既に令和5年10月1日に新設された特別休暇（更年期障がい休暇）と併せて概要を報告するものです。

## 2 休暇制度概要

	ふるさと応援休暇	更年期障がい休暇
目的	地域活動に従事するための特別休暇を新たに設けることにより、活力ある地域社会の実現に資する活動への職員の参加を促進するもの。	・職場の中心的役割を担う更年期の職員が継続して能力を発揮し、勤務できるよう支援。 ・あわせて職場における更年期症状への理解促進を図り、休暇を取得しやすい環境づくりを推進。
対象職員	会計年度任用職員を除く全職員 (ボランティア休暇との均衡)	全職員
付与日数	年5日(有給休暇)	年5日(生理休暇との均衡から会計年度任用職員のみ無給休暇)
取得要件	① 地域住民等を構成員とする団体(自治会・町内会、自主防災・防犯組織、PTA等)などが行う、地域における生活環境の維持や防災等の活動に当該団体の構成員として参加する場合 ② その他、活動の場所又は支援の対象者の住所等が県内であるボランティア活動(スポーツ大会の運営等も含む) ※自治会役員等は一般的に報酬が伴うことから、有償の活動も対象とする。 ※既存のボランティア休暇と同様、活動計画書の提出を求める(報告書はこのたび廃止)。	・更年期障がいのため勤務が著しく困難である場合又は通院等のため勤務しないことが相当の場合(診断書は不要) ・男女、年齢は問わない。 ・診断書、医療機関受診は要件としないが、職員へ医療機関の受診を勧奨するとともに、必要に応じて証拠書類を求める。 ・病気休暇取得中の職員は取得不可
施行日	令和5年10月20日(予定)	令和5年10月1日
備考	既存のボランティア休暇(災害応援、障がい者支援、環境保全等)は、無償の活動のみが対象であり、ふるさと応援休暇の導入より、今後は県外活動が中心(年5日の有給休暇)	事務局及び県立学校への職員アンケートでは回答者の約5割が更年期障がいの自覚がある又は過去にあったと回答